

《研究ノート》

UAWルーサー体制の成立

高田 一夫

全米自動車労働組合(UAW)の機能を分析しているものに熊沢誠氏の労作がある。熊沢氏は成熟したUAWの政策体系を「製品市場内在的」で「取引的」と結論された²⁾。氏は、この経済的機能の安定は一九五〇年代後半に Reuther Administration によってもたらされたと分析されているが組合組織はそれに先立って安定をみたのである。本稿はこの組合組織の側面からルーサー体制 Reuther Administration の確立を取扱うものである。その場合、熊沢氏が経済的機能の分析から寡占資本の論理を許容する取引的組合主義(Business unionism)という経済的イデオロギーの存在を引き出したように、ここで論者は、どのような政治的立場が選択されたのか、労働者の政治運動についてどういう態度が示されたか、を分析する。ただしビジネス・ユニオンイズムと労働者政党の実質的不在こそアメリカ労働運動を特徴づけるものとされておき、ニュー・ディール期に成立したUAWがこの伝統とどのような関係を持つかを検討することはアメリカ労働運動の変質と連続性をめぐる議論に資

するところがあると考えるからである。

- (1) 『寡占体制と労働組合』新評論、一九七〇年。
- (2) 同書、終章。
- (3) 例えは Selig Perlman の連続説(Derber and Young (ed.), *Labor and the New Deal*, Madison, 1957, pp. 364-370.) と Walker Galenson の批判(*The CIO Challenge to the AFL*, Cambridge, 1960, pp. 640-41.)

I

労働組合組織の「安定」には幾つかの要因が挙げられる。(一)労働組合の存在自体を確立すること。即ち、組合の組織化と使用者による交渉者としての承認が大前提である。UAWの場合では、NIRAおよびワグナー法によって団結権、団体交渉権がともかくも国家から保障されていた。無論、使用者はこの二法を決して遵守はしなかったが、連邦・州の各政府の強い後援が大きな意味を持ったことは否定できない。(二)組合内の統治制度の整備、言い換えれば全国組合の確立が次に必要である。これは全国組合とローカル組合との間の権力の配分の問題である。UAWについてみればマーチン組合長時代(一九三七—一九三九年)に組合長の権限濫用で組合が分裂したため、分権化が行なわれたとは言え、既に全国組合はローカル組合に対する統制権限を確立していた。(三)全国組合内部での権力の安定。UAWではこの点が最後の問題になるが、実際にも長く激しい分派抗争の時代が続いたのである。政治的な分派だけ

ではなく産業別組合内の職業的な利害対立もあるが、ここで扱う時期にはまだ見られない。(四)管轄権の確定。UAWの場合には、もともとAFL系組合の興味を持たなかった空白的産業であったこと、および、法律により唯一交渉代表権が認定されたために組織の中心部分では問題は起きなかった。

次にUAWの組織の歴史の変遷をみてみよう。自動車産業の使用者はオープン・ショップをモットーとして二〇年代は実質上労働組合の排除に成功し、会社組合さえ存在しない状態であった。ローズヴェルト政権が全国産業復興法によって労働者の団結権、団体交渉権をとにかくも保護する姿勢をうちだすと、大量生産産業に消極的なAFLも自動車産業の組織化にのりだした。戦間的な直屬ローカル組合の突き上げで一九三五年八月、サウス・ベンドに結成大会が開かれ全国組合UAWが成立した。大会では産業別の管轄権が主張されたがAFL熟練職種組合の反対でパーツ工場についてのみ管轄を承認されただけであった。また役員についても自動車産業でオルグにあたったAFLのデイロンが組合長に就き、全体的にAFLの管理下におかれた。しかし翌年のサウス・ベンド大会では左翼勢力が中心となってAFLの圧力をはねのけ、自ら役員を選出した。これはUAWの初期の左翼的性格を示す事実である。次は組織化攻勢にとりくむ番である。

UAWの最初にとった組織方針は唯一団体交渉権の獲得であった。第一目標となったGMではシット・ダウン・ストライキとマリーノ州知事の懸命の調停活動によって、組合員について

のみ交渉権が認められた。クライスラーからもこれに続いては同様の条件の協約が獲得された。しかしフォードの組織化はハリー・ベネットの率いる人事部とデアボーン市による労働組合締め出し運動の壁を破れなかった。

GM、クライスラー両社では組織化が一応達成されたにもかかわらず、闘争の日々の記憶も未だ生々しく双方とも労使関係の運営に不慣れなこともあって山猫ストがおさまらず、マーチン組合長は対策に手を焼いた。全国組合の地位の確立をめざす組合長は、山猫ストは左翼分子の挑発であると判断して、左翼系組合幹部を攻撃し自派勢力の拡大をはかった。マーチン派にはジェイ・ラヴストーンなどのイデオロギー・グループやフランケンステインのような実力者がつき(「革新派」)、他方反マーチン派には共産党系・社会党系の活動家が含まれていた(「統一派」)。三九年一月には執行委員会の統一派がマーチン組合長を停職処分⁽⁹⁾に付し、UAWはこの二つの派閥の間で分裂するに至った。この闘争の性格は組合長に権力を集中しようとするマーチンと独立的な大ローカル組合の対立、イデオロギー的対立に指導者相互間の権力闘争がからんだものである。また、一九三八年の景気後退によるUAWの停滞が闘争を激化させた。⁽¹⁰⁾

マーチン派は分裂時既に少数派であったうえ、以前自ら拒否したAFLに復帰したのも悪く、統一派によるUAW・CIOとの組織競合に敗退し、自動車産業はほぼ後者の管轄範囲となった。これはワグナー法による過半数代表制のもたらした帰結

である。UAW・CIOが一九四一年五月にフォードを組織化したことにより、交渉者としての労働組合の地位はひとまず固まった。次の段階は分派抗争の時代である。

分派抗争の時代の対立構造は一方にアデス書記長、ウインダム・モーターを中心とした「共産党派」、他方にウォルター・ルーサーを中心とした「社会党派」が相対し、中間にトーマス組合長、フランケンステインといった組合の実力者が流動的に位置する構図であった。この他に第二次大戦末期には戦争協力をめぐって全国組合とローカル組合の一部が対立するという異なる位相のものもあった。

対立は大会に顕著にあらわれた。共産党派とルーサー派の対立は、ファシズムの興隆を背景にした全体主義非難決議(四〇年、四一年)、共産党派によるノース・アメリカン・ストの事後処理(四一年)、戦争協力のための奨励給制度導入(四三年)をめぐって、また全国組合とローカル組合の対立は戦争協力のためのストライキ放棄、割増給の辞退をめぐって戦争末期にあらわれた⁽¹³⁾。

後者の対立は戦争の終了とともに消滅したが、前者はますます激しさを加えていった。対立の頂点は四六年から四七年にかけての時期にあった。前年「価格にはねかえらぬ賃上げ」を掲げてUAWの戦後交渉の先鋒としてGMに当たったルーサーは四六年遂に組合長選に立候補してトーマス組合長に共産党派に正面から対決し僅差で勝ったのである。一九四七年大会では執行委員会もルーサー派が多数を占めた⁽¹⁴⁾。共産党派はUAW内の実

力者と提携してこれまで常に全国組合で優勢を維持してきたが、冷戦状況が明確になるとともに労働組合内外で反共主義が強まり、タフト・ハートレー法が施行されたりしたこと、ルーサーほどの指導力を持つものがいなかったため、戦争中から既に反共を旗印に掲げていたUAWにあって勢力を維持するのは困難であった。

一九四七年大会で書記長、副委員長および執行委員会の多数を掌握したルーサー派は行政権を完全に支配して全国組合の非公選のポストを自派で固めた⁽¹⁵⁾。この後では、一九五五年にカール・ステラトが全国組合副組合長に立候補して敗れたこと、一九五九年のUAW全国民主化行動委員会(NCFDA)の結成があるが、分派抗争の時代のものとは比較にならないのである⁽¹⁶⁾。

- (1) *UAW Constitution, 1939, Article 11 Section 2* 従って行論に関して最も大きな変化は団体交渉機能がローカル組合の企業別合同組織に移され行政権から分離したことが見られる。*UAW Constitution, 1939, Article 19.*
- (2) Robert Dunn, *Labor and Automobile*, New York, 1929, chap. XI 参照。
- (3) Walter Galenson, *The CIO Challenge to the AFL*, Cambridge, 1960, pp. 123-26.
- (4) *Ibid.*, pp. 130-32.
- (5) Sidney Fine, *Sit-Down*, Ann Arbor, 1969, p. 181.
- (6) Galenson, *op. cit.*, pp. 134-143, 148-150.

- (7) Frank Cormier and William J. Eaton, *Reuther*. Englewood Cliffs, 1970, chap. 8.
- (8) George Blackwood, *The United Automobile Workers of America, 1935-51*, unpublished Ph. D. thesis (University of Chicago, 1951), pp. 82-83.
- (9) チャーストンは一九二九年まで共産党の書記長を勤めたが、「右翼偏向」により追放されたヘンリー・リス・マドモ。Galenson, *op. cit.*, pp. 150-51.
- (10) Blackwood, *op. cit.*, chap. VI. Galenson, *op. cit.*, pp. 151-68.
- (11) Galenson, *op. cit.*, pp. 171-84.
- (12) 但し、共産党員、社会党員は少数であり、中心人物のイネスは非党員であった。ルーサーも社会党からぬけていた。I. Howe and B. J. Widick, *The UAW and Walter Reuther*, New York, 1949, pp. 150-51. F. Cormier and W. J. Eaton, *Reuther, op. cit.*, p. 144.
- (13) 結果は非難決議が二度とも採択され、奨励給が否決されていず、ルーサー派の勝利であったが、スト事後処理は共産党派が勝った。全国組合役員選挙ではルーサー派はなお少数派にとどまっていた。第二の形の対立は戦争中の賃金統制を背景にもつものだったがストライキ放棄等の競争協力は最後まで維持された。Jack W. Steels, *The Development of Political Stability within the United Auto Workers Union*, unpublished Ph. D. thesis (University

- of Wisconsin), 1957, chaps. IX, X.
- (14) Steels, *op. cit.*, chaps. XI, XIII.
- (15) 長沼秀世「CIOの『共産系』組合追放」『アメリカ研究』第二号、一九六八年。
- (16) Steels, *op. cit.*, pp. 303-307.
- (17) Jack Steber, *Governing the UAW*, New York, 1962, pp. 143-153.

II

かくして成立したルーサー体制はどのような政治的性格をもつものであったか、第三党運動を中心に検討してみよう。

一九三六年四月のサウス・ベンド大会にルイスの代理で出席していたCIOのアドルフ・シャーマーは、「ローズヴェルト再選支持決議が否決されたことを聞き、「共産主義者と社会主義者に大会を乗っ取られた」と激怒したというが、左翼系の活動家が多かったのは確かな事実である。この大会で選出された役員、執行委員の過半数が左翼であったという。こうした状況を反映して大会では労働党支持の決議も採択された。また六月二日、マーチン組合長が十項目の組合要求を発表した時には、独立政治運動が掲げられていた。一九三六年の民主党の勝利に刺激されてUAWは一九三七年のデトロイト市長・市議会選に組合から独自の立候補者を送った。目標はエンリック・ピッカート市警察部長の更迭を実現させるだけの影響力を市に対して行使することにあつたのである。持続的な独立政治活動を行な

うための準備としてUAW政治行動委員会は、組合員十二万五千の選挙資料用カードを作製するなど政治に対して相当の熱の入れ方であった。市議会立候補者のウォルター・ルーサー、リチャード・フランケンステイン、R・J・トーマス、モリス・シュガーの四人は揃って七月六日の予備選挙に当選した。ルーサーが選挙の所信表明の中で、自らはっきりと社会黨員たることを述べたことは注目される。予備選挙での得票数からみて、少なくとも二人は当選と期待された。ところが、結果は惨敗で市長・市議会の全候補者の落選に終わった。

その後数年はローズヴェルト支持が毎年通過し、第三党運動も下火となっていた。ところが、一九四四年にミシガン政治連盟 Michigan Commonwealth Federation という公然たる第三党が結成された。この背景は無論、犠牲平等化計画の下で生活が苦しくなった一般組合員の不満であり、UAWの大ローカル組合も加わってはいしたが、全国執行委員会はこれを歓迎しなかった。またCIOもミシガン民主党を支配下においており別の政党は必要と考えなかった。一九四四年の地方選挙ではMCFはCIO政治委員会の支持する民主党候補との対立を避けて立候補者を立てるなど、CIO側からの圧力と独立政治活動への志向との板ばさみに苦しみ、間もなく消滅してしまつた。

一九四五年五月にUAWは再びデトロイト地方選挙を戦つた。市長にリチャード・フランケンステイン、市議会にジョージ・エドワード、チャールズ・A・ヒル、トレイシー・ドールがそれぞれ立候補したが、保守派の猛烈な巻き返しで敗れた。

この立候補はフランケンステインが分派闘争上の立場を有利にしよつと考へて実行したものだといふ。

一九四八年には全国執行委員会が「公式な政治目標として一九四八年総選挙後に真に革新的な政党を結成すること」を採択した。UAWがCIOに従つて、トルーマン支持に転換してからもUAWはトルーマンに熱意を示さなかつた。そして一九四九年一月一九日(即ちトマス・デューイが当選すると思われた日)に教育会議は第三党運動をおこす計画だつた。ところがトルーマンが当選したため頓挫してしまつた。同年の大会では、「真にリベラルで進歩的な諸勢力を動員して新たな政治勢力の結集」を呼びかけた多数派決議案と前年の計画の実現を要求する少数派案が提出されたが、前者は二次政党制を支持する性格のものであつた。しかし第三党を支持する勢力を無視できず両案を折衷した形で採択された。五年にもやはり同様の対立がみられたが、政策作成のための労働者会議を主張する多数派案が労働党結成のための会議を主張する少数派案をおさえた。この大会以後、第三党結成の主張は見られなくなつた。五九年大会では長年の労働党結成論者メイジー書記長さえその考えを変えたことを表明した。

ルーサーは戦争中からローズヴェルト政府と接触をもつており、戦後も民主党系のアメリカ民主化行動隊ADDAに参加した。デトロイト地方選挙に敗れた後は、常に第三党運動に反対し、親労働組合勢力との提携を主張し、UAW組合長の地位によつて民主党に影響力を行使した。

UAWの政治活動を総括すれば、第三党の結成を支持する勢力は根強く存在したが、デトロイトの地方選挙でさえも一人の当選者も出すことができずに終わった。従って残された道は多数の票を武器にした圧力団体の方向であった。この意味でUAWは既存の労働運動の政治路線に従ったわけである。しかし、ルーサーは社会改良的な思想の持ち主であり、労働組合の社会改良促進の役割を重く見ていた。その一つのあらわれが一九六八年のUAWのAFL-CIO脱退、トラック運転手組合との労働者行動同盟 Alliance for Labor Action 結成に見られる。この点では少くも“pure and simple”ではなかった。

- (1) Howe and Widick, *op. cit.*, p. 53. 但し、この後、イスの圧力でローズヴェルト支持決議は可決された。
- (2) Galenson, *op. cit.*, p. 131.
- (3) *United Automobile Worker*, July 7, 1936.
- (4) Cormier and Eaton, *op. cit.*, p. 123.
- (5) *Ibid.*, pp. 122-24. ルーサーはこれ以後、公職選挙に立候補することはなかった。また、この頃既に社会党員としては余り活動していなかった。(フランク・ウインのメモ。Galenson, *op. cit.*, pp. 150-51 参照。)彼がなお社会党員として選挙に出たのは、組織なしには十分な政治的活動はできないからであり、また、彼が政治分野に出馬するのをやめたのは、立法活動よりも組合活動の方にはるかに大きな可能性があるためだ、とルーサー自身のちに語っている。(Cormier and Eaton, *op. cit.*, pp. 124-25.)

- (6) Howe and Widick, *op. cit.*, pp. 273-74. Blackwood, *op. cit.*, pp. 215-16.
- (7) Howe and Widick, *op. cit.*, pp. 274-75. Blackwood, *op. cit.*, pp. 242-44.
- (8) Steber, *op. cit.*, pp. 37-40.
- (9) Cormier and Eaton, *op. cit.*, chapter 15 参照。
- (10) *Ibid.*, pp. 279-80.
- (11) *Ibid.*, chap. 20 参照。
- (12) 簡単には *Ibid.*, pp. 418-19.

III

以上UAWの安定とその政治的機能を概観した。最後にニール・ディール期の労働運動の性格を前記二氏の学説を手がかりにして考察して結論にかえたい。

ニールマンは前掲論文において“job consciousness”と“class consciousness”という対概念を用いて、ニール・ディール前後のアメリカ労働運動の一貫性を主張した。「左翼ときこえの高いハリリー・ブリッジズの沖仲仕・倉庫労働者組合でさえもその組織下にある職業は誰でも自由に就くことができる」とは宣言してはいないのである。「つまり、ニールマンは職業の専有という意味で“job consciousness”と“class consciousness”を用いている。この下にはニールマン理論のキー概念である「機会の稀少意識」が横たわっている。これに対するギャレンソンの批判は(一)ニール・ディール期に出現した労働運動がコンバース主義を再現さ

せたとは考えられない。職種規制 job control と排他的管轄権 exclusive jurisdiction が以前の時代と同じ中心的な役割を担ったという考えは受け入れ難い、(二)労働運動の決定要因は多元的であり、各要因相互間の比重を定量することは難しい、というもので、例証としてこの期間の運動史を概括的に記述している⁽³⁾。

既に行論から明らかのように、議論はかみあわない。ギャレンソンはパールマンの中心概念を取り違えているのである。批判の(二)にしてもパールマンが多元的要素を無視していないことは全体の記述からすぐに読みとれる。そもそもパールマンの理論は中産階級的な「機会の豊饒意識」との対比で構成されたものであるため、ニュー・ディールの変化を捉えるには余り適していないのである。一方、ギャレンソンも政治的側面について労働運動全体が党派的になったと変化を指摘している。

UAWの歴史の政治的側面の分析からは次のように言いうるだろう。UAWの政治的な志向は二大政党制の枠内に収まりきらない一面を持っていたが、実際行動に移るとたちまち破産した⁽⁴⁾。しかし、社会党系の活動家をバックに支配体制を確立したルーサーはアメリカ労働運動に「革新的」要素を付加した。それを一言で要約すれば、大労働組合の持つ社会的、政治的影響力を背景にした社会改良主義と言えよう。特に第二次大戦期の「ルーサー計画」等にみられる労働組合の社会計画への参加

姿勢をうちだしたことは注目される⁽⁵⁾。

いずれにせよ、アメリカ労働運動史はこれまで不明確な概念を用いて議論されてきた。研究の前進のためには、キイ概念の明確化とともに、きめの細かい歴史の実態分析が必要である。そうして後にはじめてUAWの歴史的位置も明らかになる。筆者にとってそれが次の大きな課題である。

- (1) Derber and Young, *op. cit.*, p. 366.
 - (2) Selig Perlman, *A Theory of Labor Movement*, New York, 1928.
 - (3) Galenson, *op. cit.*, pp. 640-44.
 - (4) *Ibid.*, pp. 643-44.
 - (5) 労働党運動全般については長沼秀世「一九三〇年代のアメリカにおける労働党運動」『歴史学研究』別冊特集、一九七二年一月参照。
 - (6) ルーサーの思想については Cornier and Eaton, *op. cit.* のほか、雪山慶正「ウォルター・ルーサーの人と思想」『専修大学論集』第二三三号、一九六九年六月参照。
 - (7) 津田真澄教授のビジネス・ユニオニズム理解はこの例として注目される。『アメリカ労働運動史』はしがき、あ
- とがき参照。

(一橋大学大学院博士課程)